

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る賃金改善実施期間の設定について(令和3年度申請の例)

令和3年度当初(4月)から加算を算定する場

令和3年4月から加算を算定する場合は  
ホームページで確認すること

令和3年						令和4年											
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
加算 算定期間	2月末日 計画書等 提出期限		加算の算定を行う期間(サービス提供月)											3月提供 分に係る 報酬支払 月	7月末日 実績報告 書提出期 限		
			賃金改善実施期間											いずれかの期間を選択してください			
賃金 改善 実施 期間	賃金改善実施期間について※月数は、加算算定月数と同月数とすること。※前年度の各加算等による賃金改善実施期間と重複しないように設定すること。		賃金改善実施期間											いずれかの期間を選択してください			
			賃金改善実施期間														
			賃金改善実施期間														
			賃金改善実施期間														
加算 算定期間			5月末日 計画書等 提出期限		加算の算定を行う期間(サービス提供月)											3月提供 分に係る 報酬支払 月	7月末日 実績報告 書提出期 限
賃金 改善 実施 期間	年度途中から加算を算定する場			賃金改善実施期間											いずれかの期間を選択してください		
	賃金改善実施期間について※月数は、加算算定月			賃金改善実施期間											いずれかの期間を選択してください		
				賃金改善実施期間													
				賃金改善実施期間													